

山形県PTA連合会安全互助会委員会会則

平成19年4月1日制定

(名称・事務所)

第1条 本会は山形県PTA連合会安全互助会といい、事務所を山形県PTA連合会(以下「県P連」という)事務局内におく。

(会 員)

第2条 本会は、山形県内の小学校及び中学校に在籍する児童・生徒及び県P連に加入しているPTA会員、並びに本会の趣旨に賛同するもので所定の手続きをしたものを会員とする。

(目 的)

第3条 本会は、県P連に加入する単位PTAの児童・生徒の学校管理下外の事故、並びにPTA会員のPTA活動に伴う不慮の事故に対する傷害補償及び賠償責任補償措置を講ずるとともに、PTA活動への助成を行うことにより、安全教育の向上と健全育成及び会員の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の安全指導の徹底及び安全対策の推進
- (2) 児童・生徒の学校管理下外における事故に対する傷害補償及び日常生活での偶然な事故による賠償責任補償に対する手続き
- (3) PTA会員のPTA活動中における事故に対する傷害補償及びPTA行事における事故に伴う賠償責任補償に対する手続き
- (4) PTA活動への助成
- (5) 広報活動に関する事
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 議)

第5条 本会の会議は、安全互助会委員会とする。

(安全互助会委員会)

第6条 安全互助会委員会は、委員長が召集し、年1回開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

2. 安全互助会委員会は、別に定める委員をもって構成し、次のことがらを審議し、事業の推進をはかる。

- (1) 本会の運営及び事業計画に関する事
- (2) その他必要な事項

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 4名 委員 理事若干名

(役員を選出)

第8条 委員は、県P連の役員を充て、理事会の承認を受けるものとする。

(役員任期)

第 9 条 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(役員任務)

第 10 条 役員は次のとおりとする。

- (1) 委員長は会を代表し、本会の目的達成につとめる。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 委員は運営に関することを審議する。

(傷害及び賠償補償)

第 11 条 傷害補償及び賠償責任補償は、引受保険会社と契約して行う。

2. 児童・生徒とPTA会員の支払い対象となる傷害の範囲及び保険金額、並びに賠償責任の範囲と補償額は、引受保険会社と締結した約款による。

附 則

1. この会則は、平成19年 4月 1日より実施する。